【参考５】

○豊中市環境審議会規則

平成8年5月1日
規則第21号

（目的）
第1条　この規則は，豊中市環境基本条例（平成7年豊中市条例第29号。以下「条例」という。）第21条第5項の規定に基づき，豊中市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第2条　審議会は，委員15人以内で組織する。
2　条例第21条第4項の規定により市民のうちから委嘱される委員は，公募により選考する。ただし，応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは，この限りでない。
（委員の任期）
第3条　委員の任期は，2年とする。ただし，市長が特に必要があると認める場合にあっては，2年の範囲内において別に定めることができる。
2　委員は，前条第2項の委員を除き，再任されることができる。
3　市長は，特別の理由があると認める場合は，第1項の規定にかかわらず，委員を解嘱することができる。
（会長）
第4条　審議会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。
2　会長は，審議会の会務を総理し，審議会を代表する。
3　会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第5条　審議会は，会長が招集し，会長が議長となる。
2　審議会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（専門委員）
第6条　審議会に，専門の事項を調査審議させるため必要があるときは，専門委員若干人を置くことができる。
2　専門委員は，学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱する。
3　専門委員は，当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。
（部会）
第7条　会長が必要と認めるときは，審議会に部会を置くことができる。
2　部会は，会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
3　部会に部会長を置き，部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4　部会長は，部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
（関係者の出席等）
第8条　会長又は部会長は，必要があると認めるときは，審議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第9条　審議会の庶務は，環境部ゼロカーボンシティ推進課において処理する。
（委任）
第10条　この規則に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は，会長が定める。

附　則

1　この規則は，公布の日から施行する。
2　この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は，市長が行う。

附　則（平成11年4月12日規則第54号抄）

1　この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成15年4月1日規則第11号抄）

1　この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成17年3月31日規則第3号抄)

1　この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成25年2月14日規則第4号)

この規則は，平成25年2月20日から施行する。

附　則(平成26年5月27日規則第50号)

この規則は，平成26年6月1日から施行する。

附　則(平成27年3月25日規則第20号抄)

1　この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則(令和5年3月22日規則第14号抄)

1　この規則は，令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和8年3月23日規則第15号)

この規則は，令和8年6月1日から施行する。